

大津市河川愛護活動支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、河川愛護活動を行う団体に対する支援の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「河川等」とは、市内の一級河川、準用河川、普通河川その他市長が特に認める湖岸及び河川をいう。

2 この要領において「河川愛護活動」とは、地域住民等がボランティア活動として行う河川等の草刈り及び清掃等の活動をいう。

(登録)

第3条 この要領による支援を受けて河川愛護活動を実施しようとする団体は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする団体は、大津市河川愛護団体登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 登録申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第4条 市長は、前条第2項の登録の申請があった場合において、当該申請を行った団体が次のいずれにも該当するときは、これを登録するものとする。

- (1) 構成員のうち5人を代表構成員として選任した団体であり、かつ、市内に拠点を置くものであること。
- (2) 河川愛護活動を行う団体であること。
- (3) 代表構成員が既に登録されている他の河川愛護団体の代表構成員と重複していないこと。
- (4) 活動範囲が既に登録されている他の河川愛護団体の活動範囲と重複していないこと。

(登録の有効期間)

第5条 河川愛護団体の登録の有効期間は、前条の規定により登録を受けた日から同日の属する年度の3月31日までとする。

(登録の変更)

第6条 第4条の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）の代表者は、登録申請書及びこれに添付した書類の記載内容に変更が生じたときは、大津市河川愛護団体記載事項変更申出書（様式第2号）により、登録の変更を申し出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに当該登録団体の登録を変更しなければならない。

(登録の抹消)

第7条 登録団体の代表者は、第4条各号のいずれかの要件を満たさなくなったときは、大津市河川愛護団体登録抹消申出書(様式第3号)により、登録の抹消を申し出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、直ちに当該登録団体の登録を抹消しなければならない。

3 市長は、登録団体が第4条各号のいずれかの要件を満たさなくなったと認めるときは、その登録を抹消することができる。

(報償金の交付)

第8条 市長は、登録団体が河川愛護活動に係る実施計画書(様式第4号)に基づき次に掲げる要件を満たす河川愛護活動を実施したときは、報償金を交付するものとする。

(1) 滋賀県河川愛護活動事業委託実施要綱(平成21年制定。以下「県要綱」という。)

第4条第1号に掲げる作業を行うものであること。

(2) 市が定める期間内に実施されるものであること。

(3) 補助金その他の金銭的給付を受けて実施されるものでないこと。

2 報償金の交付は、同一の年度において同一の登録団体につき1回限りとする。

(報償金の交付手続等)

第9条 報償金の交付を受けようとする登録団体の代表者は、市が指定する日までに、河川愛護活動に係る実施計画書(様式第4号)及び実施計画場所を示す図面(手刈り区域及び自走式草刈り機の使用予定区域を明記したもの)等を市に提出するものとする。

2 報償金の交付を受けようとする登録団体の代表者は、河川愛護活動に係る作業完了後、速やかに、河川愛護活動に係る完了報告書(様式第5号)、実施した場所を示す図面(手刈り区域及び自走式草刈り機の使用区域を明記したもの)等、実施前後の現場写真(自走式草刈り機を使用する場合にあっては、作業中の写真を含む。)及び口座振替依頼書(様式第6号)を市に提出するものとする。

3 河川愛護活動に係る実施計画書(様式第4号)及び河川愛護活動に係る完了報告書(様式第5号)の提出にあたっては、除草機械の選定について(別表)を参照するものとする。

(報償金の交付の決定)

第10条 市長は、河川愛護活動に係る完了報告書の内容を審査し、報償金の交付が適当と認めたときは、報償金の交付を決定し、当該登録団体に大津市河川愛護活動報償金交付決定通知書(様式第7号)により通知した上、報償金を交付するものとする。

(報償金の交付額)

第11条 報償金の交付額は、予算の範囲内において、県要綱第7条に定める委託金の額の算出方法に準じて算出するものとする。

(活動支援物品の配布)

第12条 市長は、登録団体に対し、予算の範囲内において、河川愛護活動の実施に必要な物品を配布することができる。

2 前項の規定により配布する物品の種別及び数量については、河川愛護活動の実施面積や活動人数に応じ、市長が定める。

(登録団体間の交流の促進に係る事業の実施)

第13条 市長は、登録団体間の交流の促進のための事業を行うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、河川愛護活動を行う団体に対する支援の実施に関し必要な事項は、市長がその都度定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年2月20日から施行する。

(令和4年度大津市河川愛護活動支援物品配布基準の廃止)

2 令和4年度大津市河川愛護活動支援物品配布基準(令和4年制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、令和6年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。